

第4回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 議事録

日時：令和6年11月25日（月）13:00～15:00

場所：経済産業省本館17階第3特別会議室及びWebex

1. 出席者：

<委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員、山本委員

<オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

2. 議題

- ・基本的方向性（案）及び議論すべき論点に関する討議

3. 議事内容

○中西課長 では、定刻より少し早いですが、皆様おそろいでございますので、ただいまから、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の第4回目を開催いたしたいと思います。

経済産業省経済産業政策局産業組織課長の中西でございます。皆様方には、御多用のところ、お越しいただきまして、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、山田委員が御欠席と伺っております。小林委員と長田委員がオンラインでの御出席、その他の委員の方々は、皆様、御対面での御出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますこと、そして、本小委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認を行います。

従前どおり、資料はお手元のタブレットで御覧いただければと思います。タブレットの使い方につきましては、お手元に配付してございます資料を御覧いただければと思います。

順に、資料1、議事次第・配付資料一覧。資料2、本小委員会の委員名簿。資料3、本日、主に使

わせていただきます事務局説明資料として、基本的方向性案と議論すべき論点。資料4、取りまとめ
骨子（案）。資料5、事務局説明資料として、第3回小委員会の振り返り。資料6、事務局説明資料
として、これまでの議論で御異論がない論点でございます。

また、タブレットの使い方につきまして、お困りの場合は、お近くの担当者にお声がけいただければと存じます。対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の公開でございます。これまでと同様、本小委員会は、一般傍聴は行っておりませんけれども、議事要旨、議事録を後日、弊省ホームページにて公開させていただきます。議事要旨は、迅速な議事内容公開のため、会議後1週間を目安に、事務局の責任で作成させていただき、弊省ホームページにて公開させていただきます。また、議事録につきましては、会議後1か月を目安に、弊省ホームページで公開する予定です。

委員の皆様におかれましては、公開前に後者の議事録の文案を御共有申し上げますので、御自身の発言箇所について御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、以降の議事につきましては、神田委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○神田委員長 皆様方、本日も大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

では、早速、議事に入ります。まず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○中西課長 ありがとうございます。それでは、御説明申し上げます。

まず、資料3を御覧いただければと存じます。基本的方向性案と議論すべき論点というものでございます。

ページをめくっていただいて、2ページ目は目次でございまして、4ページ目を御覧ください。基本的方向性案ということで、いわゆるスキーム図を載せてございます。

ポイントは3つございます。これまでの議論を踏まえまして、ポイント1つ目、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者につきまして、ポイント2つ目、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しながら、ポイント3つ目、直接の商取引に影響しない金融債務の整理を迅速に行うことで、早期の事業再生を円滑に行うことができる制度として検討を進めてはどうかということでございます。

フロー図としては、手続申請から、最終的に裁判所の認可まで流れてまいります。まず左側、手続申請については、事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）に手続を申請するというようにして

ございます。

2つ目に、第三者機関による確認として、第三者機関は、事業者から提出された早期事業再生計画案概要書、対象債権の一覧、財務諸表などから「債務調整の必要性」「対象債権者集会の決議成立の見込み」「対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み」の3点を確認してまいります。

確認後、対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決として、こちらでは総議決権の4分3以上の同意としてございますが、多数決によって、対象債権のうち、担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可としてございます。

※の2つ目でございますが、その際、第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項として、事業者の資産や負債の算定等を調査し、その結果を報告することとしております。

続いて、裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しながら、後見的に決議の瑕疵や清算価値保障を審査して、認可または不認可を決定し、さらに、その認可に対する即時抗告が可能として、異議申立ての機会を確保するというフローにしてございます。

以上を踏まえまして、7ページ目を御覧ください。

本日御議論いただきたい論点ということで16個ございます。これ以外の論点もあり得ると思いますが、事務局として考えている論点としては16個上げさせていただきました。総論からその他までございます。

1つずつ見てまいります。8ページ目を御覧ください。

まず、総論の1つ目として、多数決による金融債務の整理を可能とする本制度の正当性について、どう考えるかということでございます。

本制度は、次の3つの観点から、正当化されると考えてはどうかというのが事務局としての案でございます。

1つ目は、倒産前の段階で、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、金融機関等の有する金融債権に限定して債務の減免等を行うことは、事業の維持・再生を図ることによる私的利益の実現のほか、清算価値保障による対象債権者一般の利益に適合しながら、取引先や雇用等の社会的・経済的厚生への裨益を図ることによる公共的利益の実現を達成するために必要かつ合理的な手段となることではないか。

2つ目は、対象を金融機関等有する金融債権に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念して、

その集団的意思決定として多数決を行うことは合理的根拠があるのではないのか。

3つ目に、制度化された手続に沿って、まず、第三者機関が関与して、事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がなされて、その後、信用評価に関する高度な専門性を有するプロである金融機関等が権利変更の必要性等を評価した上で多数決を行い、さらに、その上で、裁判所がいろいろな方々の意見を聴取しながら、後見的な立場から対象債権者間の平等や手続の客観的公平性、清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止すること。

このような観点によって正当化できるのではないかと整理してございます。御議論いただければと思います。

2つ目の論点は、10ページ目を御覧ください。新たな制度の位置づけでございます。法的倒産手続の延長なのか、それとも私的整理の延長なのかということでございます。

考え方としては、法的整理手続は、倒産状態に至った後に、公告がなされる公開手続として、債務調整の対象が商取引債権も含めた全債権者となることから、事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすいという特徴がございます。

他方、私的整理手続は、主に金融機関等の金融債権を対象として非公開で行われ、商取引債権への影響を抑制しやすく、従前と同様の事業継続がしやすい一方で、対象債権者全員の同意を要するため調整が難航する場合や、一部の債権者の反対によって事業再生計画案が成立しない場合があると考えております。

その上で、本制度では、経済的窮境に陥る前の段階から、専門的知識に基づき与信を行うプロ債権者である金融機関等の金融債権に限定した対象債権者の集団的意思決定を尊重し、裁判所は後見的な立場から認可を行うという点で法的倒産手続とも違う、そして、私的整理手続とも違うということでございますので、第三の手続として新たに位置づけてはどうかと考えてございますが、いかがでしょうかというのが論点の2つ目でございます。

3つ目の論点、12ページ目を御覧ください。その上で、既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、それとも、本制度に前置する制度とするか、の論点です。

既存の準則型私的整理の制度は、対象債権の範囲は事業者の選択に委ねられる柔軟性があり、手続開始時の一時停止についても全員の同意が必要であるという特徴がございます。

一方、この制度は、対象債権を金融債権に限定した上で、最終的に反対債権者の対象債権の権利変更を認め得る手続でございますので、これから申し上げる一時停止の命令を措置する方向性と併せて違いがあると考えております。

これらの違いを踏まえますと、既存の準則型私的整理の制度を本制度に前置した場合には、対象債権の範囲が違ふということから、計画を改めて策定する必要が出てまいりますほか、本制度が後に控えているということを鑑みて、先行する準則型私的整理の開始時において一部の債権者が一時停止の要請に応じない可能性がありますので、それを踏まえますと、この制度は、準則型私的整理手続とは別の、新たな選択肢を与えるものとして、本制度は並置させてはどうかというのが整理案でございます。

続いて、14ページ目を御覧ください。次は、対象事業者の論点に移ってまいります。

本制度と既存の準則型私的整理手続を仮に並置する際に、留意すべき点として、1つは、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、どのように考えるかという論点がございます。

この点、事務局としては、倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点から、本制度の対象事業者は、民事再生法上の経済的に窮境にある状態の前段階として、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者としてはどうかというのが御提案でございます。

続いて、16ページ目を御覧ください。その上で、この制度、事業再構築要件というのを議論してまいりましたが、それについて、どのように考えるかということでございます。

この点、私どもとしては、経済的窮境に陥るおそれのある事業者が、早期に過剰な金融債務の整理に着手し、事業再生に取り組むために、本制度の利用を躊躇しないよう、事業再構築を要件として措置しないこととしてはどうかというのが御提案でございます。

次に、18ページ目を御覧ください。モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者や、悪意を持って一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除する制度設計について、どのように考えるかというのも論点です。

この点、誠意のない事業者については、本制度の利用や可決に必要な、第三者機関による利用要件の確認や決議要件の両者を満たすことができないと考えられることから、追加的に除外規定を設けることは不要としてはどうかというのが考え方でございます。

続いて、20ページ目を御覧ください。対象債権のほうに論点を移してまいります。

金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの可否も含めて、対象債権の範囲や根拠について、どう考えるかも論点でございます。

この点、第2回の小委員会で憲法学者の穴戸先生からは、金融機関とは、いわゆるプロ債権者であり、その有する貸付債権は商取引債権と差異があることや、事業再生の慣行として、2000年代より二

十数年を経て、私的整理により金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成されつつあることなどを踏まえ、本制度は憲法違反とならないとの意見が出されているところでございます。

また、個別案件に応じて対象債権を柔軟に選択可能とした場合、債権者の予見可能性が下がることや、入り口段階で手続の対象となるかの争いが生じることなどから、制度の安定性を損なう可能性があると考えております。

以上を踏まえますと、対象債権は金融機関等の金融債権に限定することが適当ではないかと考えておりますが、その上で、では金融機関等及び金融債権が具体的に何を指すのか、御検討いただいてはと存じます。

23ページ目を御覧ください。次は、担保付債権のほうに論点を移してまいります。

まず、担保付債権の扱いについて、どのように考えるかということでございます。この点、担保付債権に関する多数決による権利変更の対象については、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであるため、民事再生法における取扱いも踏まえ、非保全部分に限定してはどうか、また、担保付債権に関する議決権の額については、多数決による権利変更の対象となる非保全部分の額としてはどうかというのが考え方でございますが、御議論いただければと存じます。

続いて、25ページ目を御覧ください。一時停止の論点に移ってまいります。

手続の初期の段階で、裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要と、様々な方々から御指摘がございましたが、では、そもそも、対象となる範囲について、どのように考えるかというのが論点かと存じます。

この点、手続開始後に、強制執行や担保権実行が行われた場合、債権者間の公平が保たれず、または、公正かつ円滑な事業再生に支障が生じる可能性がございます。このため、事業者から求めがあった場合には、まず、第三者機関は、本制度の利用要件の確認の後、全ての対象債権者に対し、一時停止の要請を行わなければならない旨の規定を設けることとしてはどうかというのが御提案です。

また、第三者機関による任意の要請だけでは、必ずしも強制執行や担保権実行を妨げることができないため、一定の要件の下で、裁判所が強制執行や担保権実行の中止を命令することができる旨の規定を設けてはどうかというのが御提案の2つ目でございます。

続いて、27ページ目を御覧ください。決議・裁判所認可手続の論点に移ってまいります。

まず、決議の可決要件のうち、債権額要件について、どのように考えるかということでございます。この点、対象債権者集会の決議において、対象債権者全員の同意が得られた場合は、本制度によらず、私的自治を基礎として対象債権の権利変更が直ちに効力を有することとしてはどうかというのが1つ

目の御提案です。

もう一つの御提案としては、全員同意が得られなかった場合には、諸外国の制度も参考に、議決権者の議決権の総額の4分の3以上の賛成により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更に関する決議の成立を認めることとしてはどうかというのが御提案の2つ目でございます。

続いて、29ページ目を御覧ください。決議の可決要件のうち、頭数要件についても、オブザーバーから御指摘いただいた論点かと存じます。

この点、可決要件への頭数要件の追加については、従前の小委員会の御議論における委員の先生方の御指摘を踏まえ、現状、不要と考えてはどうかと考えてございます。

2つ理由を上げさせていただきました。1つ目は、法的整理の1つである民事再生法は、対象債権者が一般債権者であり、大多数に及ぶ可能性があることから、出席した議決権者の過半数の同意という頭数要件を課している一方で、本制度は、対象債権者が専門的知見に基づき金融事業を行う金融機関等に限定され、議決権者数が大多数にまで及ぶことは想定されていないということや、債権譲渡によって保有債権を分割すれば債権者の数を増やすことができ、近時の諸外国の例でも、頭数要件を採用しない例があることを踏まえて、不要ではないかと整理させていただいております。

続いて、31ページ目を御覧ください。

公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点、そのバランスの観点を踏まえ、裁判所による認可手続の位置づけ、関与の程度等について、どのように考えるかというのも論点でございます。

この点、対象債権の権利変更に関する対象債権者集会の決議の後に、裁判所が後見的に手続の公正性や清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを確認し、認可する仕組みとしてはどうかというのが、まず御提案でございます。

具体的には、裁判所は、手続や対象債権者の決議が法令に違反するとき、決議が不正な方法で成立するに至ったとき、決議が著しく不公正であるとき及び決議が対象債権者の一般の利益に反するときということで、清算価値保障原則が遵守されていないときは決議の認可をすることができない制度としてはどうかというのが御提案です。

また、対象債権者及び事業者（債務者）は、裁判所の認可について、即時抗告により、この4つの不認可事由の有無の判断につきまして、不服申立てができる制度としてはどうかというのも御提案でございます。

続いて、その他の論点に移ってまいります。33ページ目を御覧ください。

本制度から法的倒産手続に移行する場合に留意すべき点があるかというのが、まず論点の1つ目でございます。

この点、事業者は、事業環境の急激な変化等によって、本制度による事業再生が困難となって、民事再生手続などのほかの倒産処理手続に移行して事業再建を図らなければならないこともあり得ると考えてございます。

そのため、産業競争力強化法の既存の規定を参考に、本制度の利用に際しても、関連手続の円滑化のための特例の考慮規定を措置してはどうかというのが御提案でございます。

また、加えまして、本制度の手続利用中に、法的倒産処理手続が申し立てられた場合にも、保全処分や開始決定等の判断を行う裁判所に対する第三者機関の意見陳述の規定も措置をして、倒産処理手続における弁済禁止等の保全処分や手続開始決定に際して、本制度の利用状況を考慮できるとしてはどうかというのも御提案でございます。

続いて、35ページ目を御覧ください。事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるかについても御指摘をいただいておりますので、論点かと存じます。

この点、事業再生ADRから本制度への移行を円滑化するために、基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定してはどうかと考えてございます。

例えば、本制度では、裁判所が後見的に手続の公正性や清算価値保障原則の遵守などの一定事項のみを判断することに鑑み、事業再生ADRを参考に、権利変更の内容を前提となる資産評定等を第三者機関の調査対象とすることで、計画の履行可能性を担保するとともに、対象債権者の決議に関する判断に資することとする仕組みとしてはどうかと考えてございます。

参考までに、ADRの施行規則29条を載せてございます。

続いての論点は37ページ目でございます。

反対債権者に対する債権買取請求権についても御提案がございました。これについて、どのように考えるかということでございます。

この点、今のところ、委員の方々の御意見なども踏まえますと、不要としてはどうかということで2つのポイントを書いてございます。

1つ目に、同様に多数決及び裁判所の認可で権利変更を認める会社法上の社債権者集会や法的整理では措置されていないということ。

2つ目に、裁判所の認可において、清算価値保障原則の遵守が確認され、配分される利益が、事業の全部を廃止した上で債務者財産を解体計算し、個別に売却した場合の配分利益以上であることは保

障されること。

以上の２点から、不要ではないかというように整理してございます。

39ページ目を御覧ください。

最後の論点でございます。債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取扱いでございます。

この点、本制度についても、その取扱いについて明確化を図っていくこととしてはどうかということで、参考までに、事業再生ADRにおける税務上の取扱いをお付けしてございます。

以上が資料３でございます。

資料４は、中身の議論がこれからでございますので、取りまとめ骨子案ということで目次だけ載せてございます。

総論として、早期の事業再生を図るための事業者の債務整理の重要性、各論として、新たな制度の方向性ということで、先ほど資料３を使って御説明した論点につきまして、対象事業者、対象債権、新たな制度の利用要件、一時停止、対象債権者集会における決議、裁判所による対象債権者集会の決議の認可手続、第三者機関、その他という形で整理をした上で、取りまとめてはどうかと思ひまして、現状では骨子案という形で、まずは目次をつくらせていただいておりますので、併せて御議論いただければと思います。

今日は時間の関係上、資料５、６につきましては、資料配付をもって説明と代えさせていただければと存じます。私からの説明は以上でございます。

○神田委員長　御説明どうもありがとうございました。

それでは、以上の御説明を踏まえ、皆様方から御意見をいただきたいと思ひます。

なお、本日は、資料３、資料４について、もしコメントがあればということですが、資料３、資料４を中心に議論をさせていただければと思ひます。

今御説明がありましたように、皆様方から御意見をいただきたい論点が多数ございまして、16ありますので、一応、３つぐらいの部分に分けて、それぞれ30分程度の時間を充ててはいかがかと思ひます。

具体的に申しますと、資料３の(1)と(2)ですね。資料３の７ページに①から⑩と列挙してありますけれども、このうちの(1)と(2)、具体的には①から⑥までです。

それから、２つ目が、(3)、(4)、(5)です。⑦、⑧、⑨になります。

３つ目が、残りということで⑩から⑩と、もし資料４の取りまとめ骨子案について、コメントがあ

れば、併せてそこでいただくということで、3つの部分に分けて御意見をいただければと思います。

そうということで、まずは(1)と(2)ですね。①から⑥の論点について、御意見をいただければ、ありがたく存じます。いつものように御発言いただける方には名札を立てていただき、順次、私から御指名をさせていただきます。また、オンラインの方は挙手ボタンを押していただければと存じます。御発言の際にはマイクをお持ちしますので、それを御使用いただければと思います。オンラインの方はミュートを解除して御発言いただければと思います。

オブザーバーの皆様方におかれましても、遠慮なく、御質問、御意見等を積極的に御発言いただければありがたく存じます。

それでは、まず、三木先生、山本先生の順で、三木先生、どうぞお願いします。

○三木委員 (1)総論の②の論点についての発言です。この②の論点は、新たな制度の位置づけを、法的倒産手続の延長と捉えるのか、私的整理の延長と捉えるのかという点に関するものですが、この問題については、私自身も、この委員会が始まった最初の頃から何度か関連する発言をしまいいりました。

その際に申し上げたことの繰り返しになりますけれども、私自身は、この議論が、今回の新しい法制度をつくるために、まず議論しておかなければならない論点であるとは思っておりません。

これは別の言い方をすると、これも既に申し上げたことですが、こういう法的性質決定を最初に行って、あるいは基本線として固めて、それから、演繹的に制度をつくっていくというやり方は望ましくないと考えております。

それにもかかわらず、この委員会の初期の段階で私がこの論点に何度か触れたのは、これも、その都度、申し上げてきましたが、この委員会の立上げといいますか、初期の段階におきましては、各委員の発言が、今度つくられる新しい制度のイメージを共通に捉えていないのではないか、どうも議論がかみ合っていない、あるいは同じテーブルに乗っていないのではないか、ということが多々感じられました。そこで、そうした違和感を指摘するために、この話をしたわけであります。

具体的に申し上げますと、ある委員の方は、法的倒産手続、すなわち会社更生とか民事再生に少し変更を加えたもののようなイメージでしゃべっておられましたし、また、ある委員の方は、現在の私的整理手続に多少変更を加えたものというイメージでしゃべっておられました。しかし、そうした状況では議論が生産的ではないなと思ったわけです。

ただ、現在、このように議論が進んできまして、しかも、今日は新しい制度の骨子案といいますか、具体的な事務局が考えるイメージが提示されたという段階ですから、そうした土俵の違いのようなも

のは、あまり気にしなくてもいい段階に達したということになるかと思います。

以上の認識を前提として申し上げますと、この事務局が提案された「第三の手続」として位置づけるというのは、先に結論から申しますと、私は、これでいいのではないかと考えております。

なぜかと申しますと、法学者の立場で申し上げますと、「第三の手続」というのは、何も言っていないに等しいとも言えます。なぜなら、「第三」といってもその中身が分からないので、後付けで何とでも言えるわけです。その意味では、あたかも性質決定のような外観を呈してはいますが、実質的には性質決定になっておりません。そうすると、演繹的な手法を取る人たちにとっては、何の指針にもならないということになります。

しかし、ちょっと皮肉な言い方になりますが、「第三の手続」という位置づけは、演繹的な手法にとっては何の指針にもならないところに、逆にメリットがあるように思われます。先ほど申し上げましたように、私は、法制度を新たにつくるときに、まず最初に性質決定を行い、それから演繹的に細部の制度を導くというやり方は、生産的ではないと思っております。したがって、現在、具体的な法制度の仕組みを議論する段階に至っていることを考えると、ある意味では中身のあまりない性質決定をすることが、議論のための議論を誘発しないという意味においても、よろしいのではないかと考えます。また、やや蛇足ではありますが、将来、この制度が作られた後に、事務局の方で解説書やガイドラインの類いが作られるのだらうと思いますが、その際においても、演繹的な議論による混乱を避けるために、この「第三の手続」という言葉を使ったほうがよいように思います。

以上を要約すれば、現在の立法論においても、将来の運用論においても、今回の制度はこういう性質の制度であるはずなのに、このような仕組みや運用はおかしい、といった類の議論を誘発しないためにも、「第三の手続」という言葉は有益だらうと思っております。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。では、山本先生、どうぞ。

○山本委員 ありがとうございます。まず、論点①、正当性の根拠ということですが、基本的には、ここに書かれてあることは相当だと思っているのですけれども、1点、付け加えるというか、より詳細に論じるべき点としまして、③のところに書かれてある第三者機関の関与という点ですね。

これは、正当化の議論の中では、さらっと書かれているような私の印象なのですが、私は、これが正当化の非常に大きなポイントの1つであると。つまり、一方では、債権者の多数決、集団性を前提とした多数決ということがあり、他方に、最終的な裁判所の認可があるわけですが、その中で、やはり第三者機関が中立的・専門的な観点から関与して、それによって手続の合理性を担保するとい

うことが、この手続、制度を正当化する上では非常に重要なことと考えております。

この点は、これまで、この検討会の多くの委員からも同種の指摘があったのではないかと考えておりますので、そういう意味では、私は、その辺りをさらに強調したほうが、よいのかなという印象を持っているところであります。

平場の多数決に裁判所が認可をして、それによって同じ目的を達するというのは、ヨーロッパの制度などにおいては、そういうこともあるわけですが、私はやはり、それでも正当化は不可能ではないのかもしれないですが、現在議論されている日本の制度の前提としては、この第三者機関というところが非常に大きなポイントになっているものと認識をしております。

認可要件は後で出てきますけれども、認可要件の中で、仮に利用再生計画の遂行可能性というような点を裁判所が審査せずに、そういった点はもう第三者機関に委ねるということは、私は非常に大きな政策的決断だと思っているのです。そのような制度構成等も踏まえれば、やはり第三者機関を強調することがいいのかなと思っています。

論点②については、私は基本的に三木委員と同意見です。いいかげんかどうかというところにはちょっとあれですけれども、私的整理とも法的整理とも異なる第三の手続という位置づけは可能だと思っています。

今まで私的整理と法的倒産手続の二分法で議論されていたわけでありましたが、その二分法の中に、新たな制度の可能性がないかということについては、私の認識ではこれまで必ずしも論証されていたわけではないと思っております。そして、先ほど私が申し上げた第三者機関の関与ということを考えたときに、基本的には債権者相互の合意に基づいて行われる、同意に基づく私的整理と、裁判所、司法権という国家権力が関与することを中心とする法的な倒産手続の中間に、そういう第三者機関が関与しながら、債権者間の多数決、その制度の合理性を担保して、最終的には裁判所が認可していくという第三の道というものは、理論的にもあり得るところかなと考えております。

そういう意味で、こういう第三の手続という位置づけが相当ではないかと思えます。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは次に、オンラインで御参加の小林先生、どうぞお願いいたします。

○小林委員 どうもありがとうございます。正当性のところなのですが、8ページ、論点①にあまり違和感はなかったのですが、②のところで、債権者に一定の集団性を観念しというところが書いてございます。この一定の集団性を観念しというところの意味を相当厳しく解釈すると、金融債

権の中でも対象債権が限定されてしまうのではないかという点が気になっておりまして、これは、先ほど三木先生が、こういう法的性質決定から演繹的思考で行う必要はないというようにおっしゃっておられましたけれども、全く同意見です。論点7のところで議論すべきことだなと思っております。

基本的に言えば、私は、事業再生ADRや準則型私的整理手続との関係について、論点③で書いてありますけれども、前置するかというのは、最初から全員一致が無理だということが分かっている場合があるので、制度として前置をする必要はないのですが、できる限り今の準則型私的整理手続の実務を尊重して行うというのが正しい行き方だと思っております。対象債権を同一にするとか、後の論点で出てきますけれども、そのような工夫をするべきだと考えております。また、新しい制度の必要性のところでも、金融機関等の実務者側からは可能な限り全員一致の手続を求めてほしいというような御発言もあったと思いますので、新制度の何らかの規定で、努力義務でもいいのですが、できるだけ全員一致での計画成立を目指すといったような規定があってもいいのではないかと考えております。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、次に南先生、どうぞお願いします。

○南委員 時間も限られているので、本当に一言だけ。今の小林先生が例示された論点、つまり全員一致とすべきなのだけれども、ADRは前置しなくてもいい、並置でいいのではないかという点です。ものすごくこだわるものではないですけれども、もともとこれはマレリのケースを前提として議論され始めたという経緯もあり、全員一致を目指す制度設計であれば、前置でもいいのではないかみたいな感覚を私は持っていますので、一応一言だけ申し上げておきます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、杉本先生。

○杉本委員 論点③についても、今、よろしいですね。論点③、並置するということに関しては特に異存はなく、並置をするということに意見があるわけではないのですが、その下の理由づけとなっている部分で、最初に、既存の準則型私的整理の制度は対象債権の範囲が事業者の選択に委ねられている柔軟性があると書かれている部分が、本当にそうなのかなと思っていて読んでいたところです。

私の理解では、従来の準則型私的整理についても対象債権の範囲というのは原則的には金融債権であったのではないかと考えておりまして、では、金融債権の定義をどのように考えるかという論点はこの後にも続いているかと思いますが、従来の準則型私的整理についても、金融債権をどのように定義し、金融債権を含めてどこまでを対象債権とし得るのかというところでQ&Aを作成したりしてきたのではないかと理解しております。

ですので、この対応方針の3つ目ぐらいに、これらの違いから前置としたときには、対象債権の範

囲の違いから計画を策定し直す必要が生じるなどの理由づけがなされておりますけれども、従来の準則型私的整理でも、今回の新しい制度でも対象債権の範囲が大きく変わって、それによって計画の内容を策定し直す必要があるような場合というのは、そう多く生じないのではないかと思います。

ですので、並置をするという結論に関しては反対するわけではありませんけれども、その理由づけは、現在の準則型私的整理の実務をきちんと考慮された理由づけになるほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、オブザーバーの全銀協、日弁連の順でお願いします。全銀協の竹尾さん、お願いいたします。

○竹尾オブザーバー 三井住友銀行の竹尾と申します。全国銀行協会から幾つかの論点について意見を述べさせていただけたらと思うのですが、ここでは論点②について、まず御意見させていただければと思います。

本制度の位置づけについて、事務局案ですと、本制度は既存の私的整理手続でも法的整理手続でもない第三の手続というように位置づけられております。第2回小委員会で申し上げましたとおり、現行の私的整理に対する認識としましては、大筋において大きな問題はなく、必要な対応ができているというように全銀協としては認識しております。

日本の再成長に向けて、事業再構築に取り組む重要性はますます高まっております、その環境整備の一環として、この制度の検討は意義があると考えております。新たな制度が有効活用されるためには既存の制度とのすみ分けを明確にして、金融機関と債務者にとって、全体として分かりやすい制度体系とすることが重要で、特に全員同意型の事業再生ADRと本制度のすみ分け基準を明確なものにする必要があると考えております。

要望といたしましては、今後、この制度の活用場面を関係者間で可能な限り具体的に共有しながら、実務上の扱い、例えば、銀行取引約定書の上でこの制度をどう扱うかとか、を含めた解像度を上げた議論を行っていくことが重要であると考えております。

私からは以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、隣の日弁連の高井先生、どうぞお願いいたします。

○高井オブザーバー 弁護士の高井章光でございます。

2点ございまして、1つ目は論点③になります。日弁連から1つ懸念している点は、この制度において、ほかの制度——特に事業再生ADR等が対象になりますが——の利用ではなくて、こちらの制度に多数決ということで第1選択になってしまうと、ほかの制度の利用が逆になくなってしまうといったような影響、それはいい影響もあると思いますけれども、悪い影響が生じることを非常に懸念しているところでございます。そういうところで並置というような形ではなくて、前置ということが、日弁連内部では意見としては多く出てきたところです。

意見として申し上げるところとしまして、1つは、先ほど杉本先生がおっしゃられたとおり、対象債権者の範囲につきまして柔軟性があるというところですが、この後の議論の中でも、事業再生ADRからの移行の問題とか、そういうことを議論していく上においては、基本的には事業再生ADRの債権者と本制度の債権者は一致することを目指していくのが制度化の内容としてはいいのだろうかと考えておりますし、そういった意見が多く出ているのではないかなと考えております。

そういうことからしますと、移行があり得るということからすると、前置であっても、対象債権者の問題は特に大きな支障にはなり得ないような形で規定することも可能ではないかと考えております。

もう一つは、ほかの制度でもまずは話合いでというものにつきまして、様々な調停前置の制度がございます。ただ、調停前置をする必要がない案件は、その調停を飛び越して訴訟に行った場合に裁判所が判断するという形になっておりますので、そのような形で、まずは全員同意を目指して話合いの協議を行うという前提を取っている本制度からしますと、そのようなほかの制度も調停前置がありますので、前置制度を行うということも十分にあるのではないかと考えている次第でございます。それが1点でございます。

もう一点、これは御質問になりますけれども、論点④につきまして、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、民事再生法上の経済的に窮境にある状態の前段階ということでございました。これが事業再生ADR等の私的整理で対象としている窮境状態にある債務者と一致しているのか、それとも、従前においてはそれよりもさらに前の段階というような趣旨の説明があったかに考えておりますので、それよりも前の段階も含むということの事務局御提案なのか、その点、御質問とさせていただきたいと思います。

○神田委員長　　ありがとうございました。御質問がありました。

○中西課長　　ありがとうございます。事務局からお答えさせていただきます。

これは経済的に窮境にある債務者の民事再生法の手前の段階でございますけれども、準則型私的整理と異なり、今回の制度の場合は対象債権者、対象事業者（債務者）、手続等を明確に法令で書いて

いきますので、完全に一致しているかどうかというところでは、そこは被っているところも大いにあると思いますが、イメージとしては、民事再生手続の前にすることによって、倒産状態より前の経済的に窮境に陥るおそれのある事業者をカバーしたいということでございますので、民事再生法の前の段階というところが強調されております。ADRも、おおむね対象事業者（債務者）の点では被ってくると思うのですけれども、完全に一致しているかどうかという、制度が別であるため、そこについての重なりがないところの可能性は現段階では否定できませんが、ここは法制的な手続でございますので、法制局や法務省と調整していきながら対象債権者、対象事業者（債務者）の範囲については画していきたいと思っております。

○神田委員長　よろしゅうございますでしょうか。

○高井オブザーバー　はい。

○神田委員長　それでは、いかかでしょうか。論点で、通番で①から⑥までについて、さらに追加で御発言ございますでしょうか。小林先生、どうぞ。

○小林委員　1点だけ。今の高井先生と事務局とのお答えの中でちょっと気になった点だけ申し上げますと、事業再生ADRでは、経産省告示で債権放棄を求める場合には過剰債務を主因として経営困難な状態に陥っていることというのが要件とされておりまして、今回の早期事業再生とはちょっと考え方を異にしているかなと思います。そうすると、事業再生ADRでこのような規定を設ける必要があるのか、ないのかというような議論も出てくるのではないかと考えております。

○神田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、また戻っていただいても結構ですので、時間の関係もございますので、今日の2つ目の束といいますか、通番でいいますと、⑦、⑧、⑨。7ページの全体の表でいいますと、(3)、(4)、(5)につきまして御意見をいただきたく存じます。それでは、杉本先生、藤原先生の順で。

○藤原委員　さっきの論点で先生が発言を御希望されていたので。

○神田委員長　失礼しました。

○杉本委員　先ほどの論点④です。申し訳ございません。④について、高井先生が御質問されたように、私もこれを読んだときに、経済的に窮境にあるというのは、確かに民事再生法と比較した上で倒産状態に陥る前でも使えるようにというのは、その趣旨としては非常に賛同するところなのですが、対象事業者の要件というところではいいますと、事業再生ADRですと、対象事業者の要件が特定認証ADRに基づく事業再生手続規則の22条の要件を全て満たしていなければいけないということとで幾つか列挙されているかと思います。

この新しい制度がADRから移行するというようなことを考えても、また逆のことがあったとしても、この対象事業者の要件というのは経済的に窮境に陥るおそれのある債務者というだけでなく、もう少しほかの準則型私的整理手続の対象事業者の要件と併せる形で、ある程度もう少し明確にしておいたほうがよろしいのではないかと思ったところであります。

民事再生法においても、経済的に窮境にある債務者という文言は直接の再生手続の開始要因ではなく、1条に規定があるものかと思しますので、どのような状態にある債務者が対象となるのかというのは、他の既存の準則型私的整理との関係ももう少し考慮するべきではないかと考えました。

ただ、従来の準則型私的整理での対象事業者の状態よりもさらに前倒しして、より早期にこの申立てができるようなものをつくるという趣旨だとすれば、例えば、中小企業版私的整理ガイドラインでは、第一部に、「有事」の定義を定めていますが、では、その「有事」との関係ではどうなるのかや、従来の準則型私的整理において、これまで先生方が議論を重ねてこられた対象事業者、あるいはその状況、手続の申立てに関わる状況などとももう少し併せた上で、今回の新しい制度をより使いやすい制度とするには、「対象事業者」をどう考えるべきなのかを、もう少し具体的に見るほうがよいのではないかと思ったところです。

すみません。以上です。

○神田委員長　どうもありがとうございました。私もちょっと一言感想なのですが、同じような趣旨ではっきりしたほうが良いとは思いますが、もともと発想としては、時間がかかって再生できるものが、時間の結果、うまくいかない。例えば、反対する人がいればとか、倒産手続ですとやはりどうしても時間がかかりますので。きちんと公正な手続をやりますので、スピードが大事だということで、始めるところも一歩手前で始めるという発想が基本的にあるので、それをどのように法律に書くのかというのは、ちょっと技術的な問題で法制的な問題もあると思うのですが、今の御指摘も踏まえて、既存の手続とのバランスだとか比較等も考えながら検討していただければと思いました。ありがとうございました。

それでは、⑦、⑧、⑨についてお願いいたします。藤原先生、お願いいたします。

○藤原委員　ありがとうございます。論点⑦の対象債権の範囲について意見を述べさせていただきます。

金融債権者以外の債権者を含めることについては、従来申し上げているとおり、反対です。既存のADRでも同様に金融債権者に限定して行われていると理解しています。金融債権者に限定する前提で話をさせていただきますと、取引の主体を含めた取引の性質で区分すべきと考えています。預金取

扱金融機関に限定するというような考え方もあろうかと思いますが、その必要はなく、むしろここまで限定すると、実際上は使えない、不適切な制度になると思われます。これまで事業再生ADR等の私的整理の実務で対象債権者をどうするか、何が適切かというのは実務として十分培われた実績がありますので、それを踏まえて対象債権の範囲を決めるべきだと考えています。

資料の21ページに参考として、1つの考え方が掲載されています。私も貸金業登録をしている債権者等を含めた形で対象債権者を特定するというのが妥当と考えます。

それから、制度の並置についてですが、私は並置すべだと考えます。これを並置したからといって濫用されるとか、新制度に集中するということは、制度をつくる側としてはそれぐらいあってほしいとは思っているものの、そんなことは起こらないと思っています。並置することによって弊害が発生するということは、私の実務感覚からすると、まずないと思います。

その一方で、事業再生ADRからこの制度へ移行するというのも当然出てくることになりますので、ADRの対象債権者とできるだけ同一にする形、それよりも大きく広げるだとか、それよりも限定するというのは実務的にも不適切だし、論理的にもおかしいと考えます。繰り返しになりますが、事業再生ADRで現在行われているような対象債権者の範囲に特定することが適切だと考えております。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、南委員、小林委員の順で、南先生、どうぞ。

○南委員 南でございます。ここは従前よりずっと言っていることなのですが、まず担保付債権も対象債権に入れるべきであるという主張は変わりません。実務的なところで言うと、今、ADRとの連続性とか言っていますが、権利変更にリスケジュールが含まれることは明確化していただきましたので、権利変更にリスケジュールを含む前提でのお話をしますと、リスケジュールの計画の同意も無担保債権部分の議決のみで行うということになります。この理屈で行くと。

議決に参加する方々は、単なるリスクであっても、一々担保評価を厳密に行い、無担保部分を確定し、その部分で議決を行う、リスクであるのかかわらず、ということになりますので、リスケジュールにつきましては担保つきであろうが、無担保であろうが権利の減免を伴わないのだから、仮にこの多数決制度に取り込むのであれば、3分の2なのか、4分の3なのか、そこはこだわりはないですが、担保つきであろうが、無担保であろうが、全員債権額ベースで参加させるべきではないかと。

そういう意味で言うと、いわゆる無担保債権のみを対象債権にしますという制度は、リスクに関し

てはほぼ利用可能性はなくなる。竹尾さんに後でお聞きしたいのですけれども、金融機関の感覚とも大きくずれる制度になるのではないかと考えています。

また、議論のひとつであるADRとの連続性についてですが、仮に前置しなくても、全員同意がスタックして、この制度を利用しようというときに、今まで全員議決をやっていたものが、その後担保評価をきっちり行い無担保部分を確定しに行って、無担保だけで議決して多数決する。それが果たしてリスケジュールについての公正な議決と言えるのかということかなり疑問がありますので、少なくともその手当てはしなければいけないのではないのでしょうかと考えています。

リスケジュールについてで言うと、先般の議論で出ましたけれども、現在の全資産担保ローン、いわゆるLBO等に基づいて、無担保部分がほぼない、ないしは想定できないローンというのがありますし、新しく立法された企業価値担保権で全企業価値を把握されてしまっている場合におけるリスケジュールでこの制度を用いようということも十分あり得るかと思うのですけれども、その場合、無担保債権は観念できないので、この制度は利用できないことになります。

したがって、既存のADRで進めていてスタックした場合に、特定調停や法的整理に行く途は残るとして、この制度は利用対象外になりますが、それでいいのでしょうかという点もよく検討しなければいけないのではないかと考えています。

各国法制との比較においても、私的整理の多数決化と呼ばれている各国法制を眺めても、担保付債権を含めていない法制度はほとんどありません。つまり各国においても、私的整理は、当たり前のことですけれども、担保付債権を含めないといけません。つまり私的整理というのは担保付債権が含まれているに決まっているから、担保付債権を対象にする制度でないと、こんなにお忙しい方々が集まってつくった大切な立法が使われなくなることになるのではないかと私は思っているところでございます。

それで、前回以来、議論になっている減免を伴う場合はどうするのだという点については、例えば、全員の債権額の4分の3で議決、可決しましたと。それに加えて加重要件として、無担保債権の債権額の総額の例えば5分の4だとかいう方々も同意していることを加えれば、その権利の減免を含む方々には特別なクラスで独自に議決しているという形が取れますので、それはそれで全然、私は憲法学者ではないので分かりませんが、憲法違反にはならないのではないかと考えている次第です。

なぜ担保付債権に手をつけられないのかというところは憲法の議論とか、いわゆる法律の議論があまり理解できていないところもありますけれども、担保付社債でも権利変更なり、担保権の変更はたしか多数決でできるはずだし、会社更生法の更生担保権も、もちろんクラムダウンはありますが、い

わゆる多数決で権利変更ができるはずなので、その辺について、何ゆえにそんなに手続外にしたいのかがちょっと正直理解できていないところがあるという点から、ぜひこの点は議論を深めて、実務的に使いやすい制度として設計すべきではないかというのが私の意見です。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、オンラインでの小林先生、どうぞお願いいたします。

○小林委員　　どうもありがとうございます。声がお聞き苦しくてすみません。

まず対象債権のところなのですけれども、私は藤原先生の御意見にほぼ同意しております。最初のところで申し上げましたけれども、集団性を強調して、預金取扱金融機関に限定するべきだというような議論もあるかに聞いておりますが、やはり事業再生ADRの実務、あるいは準則型私的整理の実務と同じような対象債権にするべきだと思います。それは準則型私的整理手続を前置しなくても、並置だとしても、できる限り全員一致を目指すべきだと考えておりますので、その対象債権というのは統一したほうがいいと思います。

実際に、シローンなどでは保険会社とかリース会社とか貸金業者とか入っている案件が多くて、事業再生でそれが債権カットの対象になっているということなので、これを預金取扱銀行だけに限定することは反対でございます。

それから、担保権のところは南先生からの御教示、御指摘があったところなのですけれども、実務的な南先生のお考えもよく分かるものの、この制度で担保権の権利変更や保全債権の権利変更まで含むと、担保評価につき裁判所が絡む問題になり、相当重い手続になってしまうのではないかという懸念を持っておりまして、そうであれば、今回は非保全債権だけにして、保全債権の権利変更については金融債権だけを対象とする特定会社更生法の立法を正面から考えたほうがいいのではないかとは思いました。

それから、新しい論点なのですけれども、金融機関の金融債権を債権譲渡した場合はどうなるのだという点もあるかと思えます。それは手続に入った後に債権譲渡する場合もあるし、手続に入る前に債権譲渡をする場合もあると。その場合に、債権譲渡した先の債権が対象にならないということになると、この制度の実効性が相当難しいものになると理解しておりますので、これについてもぜひ検討が必要だと考えております。

以上です。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、山本先生、杉本先生の順で、山本先生、どうぞお願いいたします。

○山本委員　ありがとうございます。まず、論点⑦の対象債権ですけれども、私は今まで御発言のあった藤原委員、小林委員の御意見と基本的には同じ意見を持っています。

この金融機関等の「等」に何が含まれるかというところの問題ですが、預金取扱金融機関が中核であることは間違いないと思いますけれども、この憲法学者、宍戸先生の御議論の中であるプロ債権者というところですが、私の理解では基本的には信用供与を業として、そこをビジネスの中核としているような方々という意味での専門家がここのプロ債権者ということであって、そこに信用供与するための資金をどこから調達しているかという点。もちろんそれを一般預金者から調達しているということによる公益性というか、そういう点はもちろん1つカウントされると思うところなのだろうと思いますけれども、ここでより重要なのは、そういう貸付け、融資を業としている業者であるということかなと思っています。

そういう意味では、預金取扱金融機関を中核としながらも、いわゆるノンバンクであるとか保証会社等も含まれるだろうと思いますし、今、小林委員から御指摘があった金融機関の債権等を譲り受けたサービサー等がそうかもしれませんが、そのようなところも対象に含まれると考えていくべきものなのかなと思います。

もちろんその外延、これまでもリース債権者とか微妙なところはあるのだろうと思いますけれども、その辺りはこの資料3の②のところで、今までの私的整理の積み重ねの中で形成されている一定の規範意識というものを外延を画するに際しては考慮していくということになるのではないかというのが私の意見であります。

それから、次の⑧の担保付債権の論点であります。これについては、これまで既にかなり議論がされてきているところだと思っています。選択肢としては、原案にあるように担保付債権を外して、いわゆる非保全部分に限定していく、多数決の母体も権利変更の範囲もそれに限定していくという民事再生型でいくのか、それとも担保付債権の部分も権利変更の対象にするということになれば、私が前から申し上げているように、それは組み分けをせざるを得ない。担保付債権者内での議決と非保全部分の議決の組み分けをやっていく。会社更生型、ドイツなどはそのような制度を取っていると承知しています。それをどうするかというのは政策的に決めていくということかなと思っています。

そういう意味では南委員の御意見というのも十分分かるところ、理解できるところはあるわけですが、言うまでもなく、そういう組み分けをするということは手続を非常に複雑にすると小林委員が指摘されたとおり、担保部分の評価というものが非常に重要な問題になっていって、非常に複雑な制度になっていく。場合によってはクラムダウン等をどうするのかというような問題も生じてくる

ということであるとすれば、私自身はこの制度の最初の段階としては原案のような形、民事再生型と
いいますか、非保全部分に限定するというのが手続の単純化、迅速性という点から言えばフィージブ
ルかなとは思っているところであります。

南委員が御指摘されたような全資産担保とか企業価値担保、特に後者は今後立法されてどの程度使
われるか分からないところでありますので、現段階ではそこでは使えなくなるというのは南委員の御
指摘のとおりだと思いますけれども、そこは取りあえずはやむを得ないと考え、その後、今後の実務
の中で本当に全く使えないということであれば改正ということも考えられるのかもしれませんが、私
自身は始まりの段階としてはそういうことで原案のような形でよいのかなと思っております。

以上です。

○神田委員長 ありがとうございました。それでは、杉本委員、三木委員の順で、杉本先生、どう
ぞ。

○杉本委員 ありがとうございます。私は、論点⑨の一時停止の点について、事務局に質問させて
いただきたく存じます。

論点としましては、裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要との指摘があり、その範囲を
どう考えるかという論点なのですけれども、それに対する対応方針が、裁判所による一時停止の是非
というものではなく、読む限りは2つ目の第三者機関が任意に一時停止の要請を行わなければいけな
い旨の規定を設けることとしてはどうか。任意にといいいますか、第三者機関からの一時停止の要請の
規定、そして、それだけでは強制執行や担保権実行を妨げることができないので、裁判所による強制
執行や担保権実行の中止命令の規定を設けてはどうかと書かれており、そもそもの裁判所による一時
停止を出すかどうかということに関する論点が、ここではなくなくなってしまっているように見受けられ
るわけなのですけれども、その点、もう少し教えていただきたく存じます。

○中西課長 ありがとうございます。御質問の趣旨を正確に理解していなければ、もう一回確認さ
せていただきますが、あくまでこれは、すべからず事業者の求めがあった場合には、まず指定法人は
一時停止の要請をしてください。その上で、一定の要件をどうするかというのは具体的に考えてい
かなければいけないですけれども、一定の要件を満たして必要があると認めるときは、要するに第三
者機関の一時停止の要請では、個別の債権回収などは止められないということも考えられますので、
その場合には強制執行や担保権実行については、裁判所が中止命令を出すことができると。それによ
って、ある種の執行を担保していくということでございますけれども、御質問に答えているでしょう
か。

○杉本委員　すみません、私の理解が及んでいなかったのかもしれませんが。では、裁判所による強制力のある一時停止の制度というのが、すなわち担保権の実行中止命令のことをひとまず指すという理解でよろしいですか。

○中西課長　さようでございます。

○杉本委員　分かりました。では、その前に、まずは任意の要請というものがあり、それでは対応し切れないところで、強制力を持った一時停止の制度として、それが一時停止になるのか分かりませんが、強制執行や担保権実行の中止命令になるという方針ということで。分かりました。

○神田委員長　ちょっと日本語がよくないですね。上のほうの一時停止と下のほうの一時停止、上は、より広いという意味ですね。

○杉本委員　意味が違うように……。

○神田委員長　ちょっとまた表現ぶりは検討させていただきます。

○杉本委員　ありがとうございます。

○神田委員長　どうもありがとうございました。それでは、三木先生、どうぞお願いいたします。

○三木委員　論点⑧の担保付債権のところの意見を申し上げたいと思います。

この委員会が始まってかなり早い段階から、南先生が担保付債権の取扱いについて御意見を述べてこられておりますが、そのおっしゃっている趣旨は、私も大変よく理解できるところであり、実質においては、おっしゃるとおりだなというところが多々ございます。

そこで、今回、まったくのゼロから議論をスタートするわけにはいかないので、どこまでできるかということが問題になりますけれども、なるべくは、実質において南委員のおっしゃることも取り込めるような形で制度設計を考えていくべきではないかと思います。

まず、手続の流れの最初のほうからいいますと、これまでも話題に出てきた第三者機関の役割について、少し考えてみたいと思います。手続の流れとしては、最初に債務者が事業再構築計画の原案をつくって、第三者機関に申立てをします。この段階では、第三者機関は、事業再構築計画の確定に向けて、債務者をサポートする機能も担うものと理解しております。その際ですが、今回の制度がどのような制度になるにせよ、この第三者機関が債務者をサポートする段階では、最初から担保付債権を除外するとか、あるいは、担保付債権の保全部分のことは全く考慮しないとかということは、しないだろうと思います。別の言葉でいえば、担保付債権やその保全部分と非保全部分含めて一体として事業再構築案を考えていくのは、ごく当然のことだと思うのです。その段階から、非保全部分だけ切り出して、そこだけを第三者機関がサポートするということは考えられないので、そこは、まとめてサ

ポートする。

こうした理解が正しいのだとすると、その認識をまず確認した上で、実際に制度の運用をしていく段階では、第三者機関のサポート機能の部分では担保付債権も含めた全てのものを対象にしてサポートしていくのだということが誤解なく伝わるように、法律に入れるのが難しければガイドラインに書くとか何らかの形で、誤解の生じないように明示していくということが、まずもって、必要ではないかと思います。

次に、その後の手続を進めていく中では、当然、最後の議決に至るまでの間に、債務者側と債権者側との事前の折衝というか下交渉というか、実務としては、いろいろ、そういうことをやっていくと思うのですが、その段階でも、完全に非保全部分だけに限った交渉などは、しないのではないかと思います。債権者の側にしても、担保付債権の保全部分についてはこれこれの内容のリスケジュールがなされるのであれば、非保全部分については、これだけ放棄してもいいとか、逆に、非保全部分がそうなるのだったら、保全部分はこうしてほしいとか、そういうような形で両者はリンクしているのは間違いないと思います。

したがって、なるべく手続の最後の段階まで、両者をともに取り込んで進めていく手続であることが必要であろうと思います。できる限り、両者を最後まで連動させていく手続であるべきではないかと思うのです。

もちろん、最後の議決の段階では、民事再生法や会社更生法との均衡との関係で、担保付債権の保全部分については、多数決によって権利変更をすることは難しい。したがって、どうしても、それを行うのであれば、何らかの組分けをしなければいけないのは確かだと思います。ただ、それは、今回の立法では難しいかもしれない。しかし、そうであったとしても、少なくとも将来の課題としては残しておくべき選択肢だろうと思います。ただ、そうした将来の課題ということでは、その場合においても、会社更生法のように最初から組分けを前提とした制度ではなく、手続の最終段階でどうしても全員一致が取れない場合に、そこから組分けのことを考えるというような制度であるべきではないかと思います。

次に、今回は組分けの議論までは進まないという場合ですが、先ほど申し上げたように、事前の折衝というか、債権者と債務者との下交渉の中では、保全部分、非保全部分、担保付債権、担保のついていない債権などのすべてを含めて全体を一体として計画案をつくっていく。そして、保全部分については全員一致が得られたが、非保全部分については得られないという場合には、その非保全部分は非保全部分の金額を多数決要件の母数として、多数決でやっていく。つまり、保全部分は、全員一致

ということでリスケジュールをする。もともと、債権者についてみれば、一個の債権については保全部分も非保全部分も合わせて1人ですから、その両者が計画案の中身となり、最終的に裁判所の認可を求めていく。

私個人としては、そういうような手続にできないかと、まだ漠然とした部分もありますが、今の段階では考えております。

以上です。

○神田委員長　　ありがとうございました。南先生、どうぞ。

○南委員　　先生、ありがとうございました。時間も限られているので、先ほどの小林先生の御発言の御趣旨をクラリファイさせてください。

担保付債権を含めると不動産の鑑定等の手続が重くなり、この手続にそぐわないとおっしゃっておられたと思うのですけれども、私の理解ですと権利変更にリスケジュールを含んだ瞬間に非保全部分の債権額が幾らかというのを確定しなければいけなくなり、現在のADRでは、少なくともリスケジュールにおいては、不動産の評価というのはそんなにクリティカルではないはずなのですが、議決権を確定するために不動産等の担保評価がより先鋭化するのではないかと考えています。

そうではない案件、つまりヘアカットを伴う案件においても、いずれにせよ担保付債権を持っている人の無担保部分を確定する手続が必要となり、それには不動産の評価等が必要になるのだから、結果的には同じように担保評価の精緻性が求められると。そうだとすると、リスクに精緻な評価が求められる分、リスケジュールについては担保付債権を入れた全債権額で議決する方が、担保付債権を入れない場合よりライトな手続になるのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうかとっております。

以上です。

○神田委員長　　ありがとうございます。小林先生からもちょうど御発言の御希望をいただいていたので、小林先生、どうぞお願いいたします。

○小林委員　　1つは、三木先生がおっしゃられていた全体のイメージ、第三者機関としては保全部分、非保全部分を含めて、全員一致を目指すようにサポートしていくというお話があったと思うのですけれども、それはまさに事業再生ADRがやっていることなので、ほぼADR前置というか、実質上、前置しているようなことをおっしゃったのかなとは思いました。ただ、保全部分の全員一致が取ればそれで問題はないのでしょうかけれども、全員一致が取れなかった場合にどうなるのだろうかというところです。

南先生の御趣旨、ちょっと聞こえていない点もあったのですけれども、あまり理解できなかった部分もあるのですが、全員一致をしなかった場合には、弁済計画で、保全部分については、たとえリスクにしてもどのぐらいのリスクを図る、保全の部分についてはこのぐらいのリスクを図って弁済計画を立てるということで、保全と非保全とで弁済計画が変わり得るということになってしまうので、保全部分と非保全部分というのは明らかにコンフリクトが生じると。

そうすると、全員一致の場合はいいのですけれども、反対者がいた場合には保全部分の評価額はどうか、非保全部分の評価額はどうかということが非常に先鋭的な対立になり得ると。そうすると、やはり組み分けはしなければいけないし、そしてかつ評価も厳格にしなければいけない。その評価については、議決権だけの問題だったらまだあれかもしれませんが、今度は弁済額、弁済時期にも関わる問題なので、全員同意はともかく、反対者がいた場合には、その反対者の手続保障も必要になってくると。あたかも会社更生と同じように、担保権の部分、更生担保権についての届出とその認否、更生債権としての届出と認否というような感じで進めざるを得ないのではないかと思っております、そして組み分けをして、それぞれ議決をするということにしないといけないと思っております、そうするとその手続は相当重いものになってしまうのではないかとこのことを申し上げたところでございます。

南先生、先生の質問に答えていましたか。

○南委員 いや、あまり答えていない。これでいいです。大丈夫です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、時間の関係もございますので、非常に難しい問題で御意見も分かれていると理解しておりますけれども、オブザーバーの全銀協、日弁連からお願いいたします。それでは、竹尾さん。

○竹尾オブザーバー 全銀協から論点⑦について意見を述べさせていただきたいと思います。

事業再生ADRにおきましては、法令上については対象債権を金融債権のみに限定する立てつけにはなっていないと理解しております、例えば地方自治体などが保有する債権も対象になった事案もあると認識しております。

そういう中で、事務局案で書かれているように、金融機関等の金融債権に限定した立てつけになってしまうと、さきに挙げた事案では、地方自治体などが保有する債権は対象にならないので、債権者全体において損失負担の適切な割り振りが行われたいケースが出てくるのではないかと恐れております。

また、非金融債権者の占める割合が大きいケースにおきましては、債務の大部分において本制度が

活用できないとなりますので、本制度が救済できる事業者の範囲が狭くなるといった点にも留意が必要だと思っております。

こういった点を踏まえまして、全銀協としましては、事業再生ADRの手続を定めた「特定認証ADR手続に基づく事業再生手続規則」第2条で定める「主として金融債権者」のように、個別事案の特性に応じて対象債権を決める余地を残していただくことを要望したいと思います。

私からは以上です。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。では、お隣の日弁連、高井先生、どうぞお願いいたします。

○高井オブザーバー　　日弁連の高井です。

今の対象債権につきまして、日弁連もADRと同じ内容で、前置するかどうかは別としても、シームレスに手続が移行できると考えておりますので、その範囲を極端に狭くすることについては反対という形で、ADRと同じような対象債権を念頭に置いていただければというような意見を持っております。

それから、担保付債権、⑧の三木先生のお話につきましては、前回申し上げました前置を前提として、全員一致で、1回決議をして、反対者がいた場合については、無担保部分について反対者4分の3、担保付については賛成を前提とするか、もしくはもう一度、意思確認をするということでも多数決の認可をするということも可能であると思っており、先ほど先生がおっしゃられたことは日弁連の意見とも同じかなと思っておりました。

最後、質問でございまして、⑭のADRから本制度に移行する場合ということで、今回御説明がありましたところで、その趣旨としましてADRを参考に規定してはどうかとされています。資料では、「例えば」ということがあるのですが、これが事業再生ADRから移行するので、ADRを一度やって、それでも反対債権者がいましたという場合に移行するという前提を置いているのかなということだと思うのですが、ADRをやっているということだと、ADRにおける事業評価、資産評価とか、何らかの手続を経ているという前提だと理解しているのですが、「例えば」と記載されている部分の中の黒くなっているところですが、事業再生ADRを参考に、権利変更の内容の前提となる資産評価等を第三者機関の調査対象とするということですが、また新たに本制度で資産評価等を第三者機関で調査するのか、それともADRでやっているのか、それを是として進めるという趣旨なのか、記載の趣旨について御質問させていただければと思っております。

○神田委員長　　本当は⑭は次の第3部なのですが、ついでですので。

○中西課長 では、ついでということで御容赦いただいて。これは前提として、事務局案では前置ではなくて並置を置いてございますので、手続が別の状態でADRから流れてきた場合には物差しを同じくしなければいけないということで、このADRの事業施行規則29条の1号、2号で定めているようなものと同じようなものを定めていくという形にしてはどうかということでございますので、そういう意味では前置を前提にした読み方にしてつくっているわけではございません。

○高井オブザーバー 前置、並置にかかわらず、ADRが先に行われていて、そこから移行する場合は論点⑭かなと理解しましたので、そうするとADRが決議まで済んでいるという状態で、そこでまた最初から本制度が始まりますという場合、その場合にADRの制度を利用するのか、それとも同じことをするという趣旨なのか、その趣旨での質問です。

○中西課長 そこは法律レベルの議論というよりは、どちらかというと下位法令の部分だと思いますが、無駄な手続を2回やっていただくことは全く本意ではないので、そこはよく留意して制度設計を進めたいと思います。ありがとうございます。

○神田委員長 では、今の点、三木先生、どうぞ。

○三木委員 今の話ともちょっと関係しますが、先ほど、第三者機関の役割としては、そのサポート機能の部分では、担保付とか担保付ではないものも含めて全てをサポートすべきであり、その際の姿勢としては、なるべく全員一致を目指すべきだということを申し上げました。この意見につき、あるいは、現在の事業再生ADRの前置のようなものとして誤解された方がおられるかもしれませんけれども、それは違います。私は、並置論者であって、前置論者ではありません。

私が申しあげたようなイメージの第三者機関は、もしかしたら結果的には今の事業再生ADRが行っていることと似たようなものになるかもしれません。あるいは、その担い手も、今の事業再生ADRの担い手と、結果的には同じようなものになる可能性もあります。しかし、私は、もちろん既存の制度は参考にしつつも、第三者機関は、ゼロスタートで考えるべきである。したがって、第三者機関の性格設定とか機能について、今の事業再生ADRをそのまま使えと言っているわけではないということは、強調しておきたいと思います。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、進ませていただきますので、実務家協会の中井先生。

○中井オブザーバー 中井です。ありがとうございます。事業再生ADRとの関係が幾つか論じられておりますので、それを現在行っております実務家協会から一言だけ申し上げておきたいと思います。

論点⑦対象債権について、これまで藤原委員、小林委員、そして恐らくそれを取りまとめていただいた山本委員の御意見にいずれも同意をいたします。基本的にはADRの枠組みが生かされるように、そしてADRで対象となっている債権者と基本的に変わらない形で制度設計をしていただく。それが仮に全員同意を目指して、残念ながら一部の同意が得られない場合に本制度に移行する。まさに移行する場面はいろいろあるということは前にも申し上げたとおりですが、円滑な移行ができるような仕組みの大前提になるのではないかと考えています。

第2に、論点⑧の担保付債権につきましても、小林委員、山本委員から話がありましたように、今回の事務局提案に賛成でございます。

論点⑨一時停止に関してですが、これは前回、実務家協会の意見書の中に一時停止の対象として担保権の実行の禁止について触れておりまして、山本委員から問題提起がございました。ただ、この点について改めて考えてみましたが、中止のみならず、場合によっては一時停止が必要になる場面があるのだということは、ぜひ御認識いただきたい。

とりわけ不動産等の抵当権実行であれば、手続が開始してから中止ということで目的を十分達するわけですが、近時問題になっている集合動産譲渡担保であるとか集合債権譲渡担保においては、実行即終了という手続もございます。それらについて一時停止の対象としないとした場合に問題が生じるという懸念があるからです。ここについては、全ての手続についての禁止というよりは、場合によっては一定の担保に限る禁止というのはあり得るのではないかと御検討いただければと思います。

以上でございます。

○神田委員長　山本先生、どうぞ。

○山本委員　今、実務家協会からお話しの最後の点でありますけれども、その点は私もそのとおりだと思っております。しかし、その点は現在、法制審議会において動産・債権担保の議論がなされております。そこにおける倒産手続の中止命令には、いわゆる禁止命令も含むという形で立法はされる方向になっておりまして、この立法と前後関係がどうなのかという問題はあるのかもしれませんが、私は当然、倒産法のほうでそういう規律になった場合には、この制度についても動産・債権担保、譲渡担保については、いわゆる禁止命令も含むような形の中止命令になるはずだし、なるべきだと思っております。

○神田委員長　どうもありがとうございました。それでは、恐縮ですが、第3のグループの議論に移らせていただきたいと思います。(6)と(7)、通番でいいますと⑩から⑯、そして、資料4は、今日はコメントは恐らく不要だと思いますけれども、こちらについても御意見がもしあれば賜ればと思

います。いかがでしょうか。では、藤原先生からお願いいたします。

○藤原委員 論点について意見を1つと要望を1つお願いします。

⑬の本制度から法的倒産手続に移行する場合にという論点ですが、新制度から円滑に法的整理に移行するような措置を講じるべきというのは、おおむね異論がなかったところだと思います。ただ、あまり具体的な内容が議論されていなかったようですので、念のため私の意見を申し上げます。色々あると思うのですが、特にプレDIPの優先性の特例はマストです。これは絶対に入れてほしいと思います。

こういう局面にある企業にとって、プレDIPを受けられるかどうかというのは再生の生命線になっています。資金繰りが非常に厳しい状況の中でプレDIPを受けられるかどうか、最初の段階での再生業務のほぼ全ての業務に近い状況といっても過言ではありません。もちろん特例があるからといってプレDIPを容易に受けられるという単純なものではありませんが、これがないとやはりプレDIPを実行しようという金融機関等が出てこないということになりますので、必ず入れていただきたいと思います。

現行の産競法の規定は、やや曖昧な規定になっていて、そこはしようがないところはあるけれども、できれば今度の新制度ではもう少し優先性を明確にする規定を入れていただければ、より望ましいと考えております。

最後に要望です。今回の新制度については内閣官房でも議論を続けてきていて、かなりしっかり時間をかけて議論をしています。当然、これだけの制度ですからきちんと議論はしなければいけないと思っているのですが、昨今の経済情勢の変化を考えると、やはりこの制度に対するニーズは、潜在的なものも含めてかなり高まっているという状況だと理解をしています。せっかく制度はできたけれども、実際に施行、運用されるのが先になってしまい、遅過ぎてしまったということになってしまうと、あまりにももったいないので、あくまでも利用する側の実務家としての要望ですが、できるだけ早期に、実際上の運用が開始できるように整備をしていただきたいと強く願っております。

以上です。

○神田委員長 ありがとうございます。それでは、山本先生、お願いいたします。

○山本委員 やや細かな点ですが、論点⑫についてコメントです。認可、不認可要件の部分であります。

まず第1に、①で手続、あるいは決議の法令違反が規定されております。最後の矢羽を見ると、対象債権者間の平等原則違反が①に含まれるという御趣旨なのかなと思いますけれども、倒産法の普通

の規定では再生計画、あるいは更生計画の法令違反で債権者平等原則違反を読むのが普通で、手続とか決議の法令違反では、普通はそれは読んでいないように思います。もちろん、債権者平等原則違反というのは重要なポイントだと思いますので、私は計画違反のようなものも明確に書いたほうがいいのかと思います。

それから、計画の遂行可能性についてはここには含まれていない。つまり裁判所は認可の対象にはならない、したがって即時抗告の対象にもならないということかなと思っております。

この点については、32ページの最後のポツのところで前回私から疑問を提示し、たしか実務家協会から下の白丸のような御意見が出たと思います。この御意見は私自身ももっともかなと今は思っているところで、そういう意味では遂行可能性を要件としないと。これ自体は、私はかなりラジカルというか大胆な制度構成かなと思っているのですが、それはしかし、この手続の迅速性の観点からそれでよいかなと今は思っているところですが、それは先ほど一番最初に私が御意見として申し上げたこの制度における第三者機関の重要性という位置づけを前提にした制度構成ということになるのかなと思っている次第です。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、オンライン参加の小林先生、どうぞお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。まず1点目は、認可要件のところで、今、山本先生から御指摘のあった履行可能性、遂行可能性がなくはないという言い方でもいいと思うのですけれども、これは裁判所の負担を過度に強いるのではないかというところの意見は多々あるところなのですが、確定的な意見ではないのですけれども、第三者機関がその辺りを調査するので、第三者機関の調査を裁判所が考慮するというような立てつけにすれば認可要件にするという考え方もあり得るのではないかなと思いました。

それから、法的整理手続への移行の問題ですけれども、それは藤原先生が先ほど言ったことに大体同意でございまして、強化法の規定の事業再生ADRに書いてあるものは入れるということは当然ですが、さらにこういう点を変えたほうがいいのかという点があれば、せつかくの機会ですから、それも含めて検討していただいたほうがいいのかないかなと思いました。

それから、事業再生ADRから本手続に移行する場合なのですけれども、⑭です。これは先ほど来言っているように、並置とか前置とかということに関わりなく、やはりADRで全員一致を求めて、トライしてみて、それが駄目だった場合というのも一定数あって、それが望ましい運用だという意見

も多々ある中なので、このスムーズな移行はぜひ実現していただきたいと思います。具体的に言えば対象債権の同一性でしょうし、数値基準とか資産基準とかを共通にするということが必要かと思います。

加えて、これは、事務局に質問なのです。第三者機関というのは指定法人ということだと考えているのですけれども、例えばADRで言えば事業者は実務家協会で、実際に手続に関与するのは手続実施者ですが、今回の新制度の下でも第三者機関としての指定法人とは別にというか、その下で実際に案件を担当する第三者機関、ADRで言えば手続実施者みたいな制度を設けるのかなと思っていますけれども、それが間違いないのかどうかということと、もしそうであれば事業再生ADRの手続実施者の認定資格、施行規則17条に書いてありますけれども、それを参考にしていきたいですし、そして事業再生ADRの機関としての手続実施者を新制度の下でも兼ねることができるというか、手続実施者を第三者機関として選定することができるような規定も設けたほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○中西課長 ありがとうございます。手続実施者の取扱いについては、法律レベルの話でない部分もあるかと思いますが、御指摘を踏まえて制度設計を進めていきたいと思いますので、また細かいところを御相談させてください。

○小林委員 それからもう一つ、さっき藤原先生から御指摘があった施行日についてです。まだ制度が成立していないというか、閣議決定もされていない中で早いと言われるかもしれませんが、施行についてはどのように考えていらっしゃるのかというのは聞いてみたいです。指定法人制度を設けるということになると、その準備もあり一定期間は必要かなという気もしますが、実務の期待もあるので、そのバランスを取った施行日にするのかなと思っていますが、その辺り何か事務局でお考えはあるのですか。

○中西課長 施行日のところまでなかなか意識がまだ行っていないくて申し訳ございませんけれども、御指摘のとおり、指定法人のところは裁判所の準備期間の確保と実務的な要請のバランスを取りながら、遅滞なく進めていくということとっております。ありがとうございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、オブザーバーの全銀協、どうぞお願いいたします。

○竹尾オブザーバー では、全銀協からは論点⑪と⑮について意見を述べさせていただきたいと思

います。

まず、頭数要件について、事務局案では不要とされておりまして、その理由として、対象債権者が金融事業者に限定されて、民事再生のように無数の少額債権者の権利を保護する必要があるということが挙げられていると認識しております。

こうなった場合、仮に例えば金融債務の80%を単独で持つ主力銀行と、5%のシェアを持つ付き合い行4行、そういった債務者がいる場合を想定したときに、主力銀行だけが賛成で、残りの4行が反対といった場合でも決議は成立すると理解しております。この辺、より解像度を上げた議論が必要だと思っておりますけれども、こうしたケースでも計画の公平性とか合理性が担保されるのかというのは精査する必要があるかと思っております。

全銀協としては、頭数要件を設けるということを要望しておりますが、その要否とか要件の水準については議論を続けさせていただければと思っております。

次に、論点⑮の反対債権者の債権買取請求権の付与についてです。これについては、私どもの意図が正確に伝わっていないかと思っております、念のため申し添えさせていただければと思います。

計画案に反対する金融機関というのは、債権買取請求権というか、債権買取の制度がない場合には、個別に不特定の先に対して債権売却を行って回収を図ることも考えられます。売却先次第ですと再生計画が予定どおりに進まなかった際の計画見直しとか、そういったときに必要な協力とか理解が得られなくなる可能性があると考えておりまして、全銀協としましては、これを防ぐ観点で何らかの債権買取制度、例えば活性協におけるサービサートライアルのような制度があればいいと要望しております。

最後になりますが、そのほかの論点としましては、誠意のない事業者をどう排除していくかですとか、第三者機関の具体的な関与度合いをどうするかですとか、そのほか第2回の小委員会での全銀協の説明資料に記載させていただいている細かい論点、藤原先生からもいただいたブレD I Pの話とか、そういうところを含めてなのですけれども、この辺りについても、引き続き政省令のレベルとかガイドラインレベルの話も含めて議論させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、実務家協会の中井先生、どうぞお願いいたします。

○中井オブザーバー　　ありがとうございます。論点⑫の要件ですけれども、これは実務家協会の意見書に記載したとおりですが、先ほどから遂行可能性、履行可能性について若干意見交換がありました。小林委員の理解を実務家協会としてもしておりまして、履行可能性というのは、やはり大変大事

な事柄であると。ただ、その存否をそのまま裁判所が判断するというのではなくて、その前に第三者機関が適正にその計画内容を見て、履行可能性についても調査し、その調査報告が出ている、その調査報告が作成過程も含めて基本的に問題がなければ、裁判所がその判断を尊重して認可できる、このような仕組みは十分あり得ると思っております。

だとすると、ここで①から④の中にそういう履行可能性、遂行可能性という要件が事実上含まれているのかどうか、もし含まれていないとすれば、それでよいのか疑問ですし、この①から④の若干抽象的な言葉の中にそれも含まれているのであれば、それはそれで。含まれているのか含まれていないのか、少し理解に苦しんだところでございます。これは、場合によっては山本委員から改めて教えていただいたらいい事柄かもしれません。

それから、⑬については、先ほどから藤原委員、小林委員がおっしゃって、御指摘いただいたことに全く同意いたします。

論点⑭についても、ADRからの円滑な移行について、事務局から御説明がありましたけれども、その考え方に同意いたします。

頭数要件について、先ほど全銀協から御指摘のあった例が挙げられて、疑問を呈されたように感じました。先ほどのような例であれば、80%の1行が賛成し、4行が仮に反対しているのだとすれば、まさにその計画の内容の公正性、公平性、実現可能性等も含めて問題になる事案だからこそ、4行が反対したのかもしれませんが。通常、そうであるとするならば、まさにその計画内容についての第三者機関の調査報告において、その計画性の正当性等が審査されているはずだと思います。そのような例があるとすれば、第三者機関によって、適切な計画ではないという判断がなされることによって解決されるべき問題ではないかと理解しております。

その他の点については、事務局提案に対していずれも同意をいたします。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、望月委員、どうぞお願いいたします。

○望月委員　　望月です。

頭数要件のところなのですけれども、先ほど事例を出していただいたかと思うのですが、頭数要件を入れて、さらに4分の3ということになると、先程の例では2つでも反対すると多分先に進まないということになってしまうと思いますので、お立場上、いろいろあるのだろうということは十分理解はしているのですけれども、先ほど補足のコメントがありましたとおり、その要件を通ってきているものということで、さらに、頭数条件を課すと多分、結局スタックしてしまうのではないかと思いますので、頭数要件を入れるということについては、実効性を保つという意味でもどうなのかなと個人

的に思いました。

あとは、反対債権の買取りのところなのですけれども、これが認められると、積極的な反対なのかサイレントな反対なのか分からないですが、では、反対して買い取ってもらっちゃおうという、別にそんなことは御想定されていないと思うのですけれども、そういう人も出てきてしまうことは起こり得るのかなと思いますので、同じく不要なのではないかなと思いました。

○神田委員長　　ありがとうございました。お隣の南先生、どうぞ。

○南委員　　時間もないので端的に。認可要件のところですが、私はこれでいいと思っています。限られた債権者、金融債権の範囲をどうするかとか、金融機関等の定義をどうするかという問題がありますけれども、基本的にこれは社債権者集会の認可要件とパラレルで、裁判所が実体的なところまで手を突っ込まないで認可できる最低限の確認すべき要件ということなので、民事再生法や会社更生法のように、いわゆるクラスというか性質の違う債権者がごちゃっと入っているときに、履行可能性だとかもろもろ入れるというのはあり得るのですけれども、そうではない特定の債権者を想定している手続であれば、これで十分ではないかと思っています。

それと、頭数につきましては、望月委員がおっしゃったとおりのところもありますし、先ほど小林先生が問題を例示されていましたが、債権譲渡が行われた場合など頭数は流動的であり、場合によってはコントロールが利かないケースがあって、果たしてそれを本当に要件にしていいいのかという問題は一応残ると。

韓国の私的整理の共同なんとか手続というものは、5分の2か5分の3か忘れましたけれども、全債権額の5分の2か5分の3以上持っている人がいるときだけ頭数を入れるという法制がたしかあったような気がします。多分そういうことをおっしゃりたいのかなと思います。ただ、個人的には反対です。

以上です。

○神田委員長　　ありがとうございます。それでは、全銀協、どうぞ。

○竹尾オブザーバー　　頭数要件については、4分の3にすごいこだわっているわけではなくて、4分の3がいいのか2分の1がいいのか、それとも南先生におっしゃっていただいたような特定の大口先があるときだけに限るのがいいのか、その辺りについても含めて今後議論を深めていければと思っています。

債権買取請求権については、入り口のところの説明がちょっとまずかったので誤解を招いているのですけれども、反対したところだけが売れるとか、そういうことをイメージしているというよりは、

賛成して売るということも含めて、こういう制度があればいいなという趣旨で申し上げました。

例えば、想定されるケースとして、計画自体には賛成できるし、清算価値原則も保障されているのですけれども、清算価値までに満つるような返済を受けるまでに例えば5年かかってしまうとか、そのような計画をいただいたときに、そこまで待つのかどうかという判断で債権売却するということもありますし、その中で、この投資家の中のどこかから選んで、その中のどれかに売却してくださいといった枠組もできると、より金融機関として対応しやすいと思い提示させていただきました。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。今の債権の売却の点は、およそ一般論として小林先生が最初のほうに言われた債権を譲渡してしまったらどうなるのだみたいなことを含めて、論点に加える形になると思いますので、課題とさせていただきたいと思います。皆様方には引き続き御意見をいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。全体を通して、もし追加で御発言がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、杉本先生、どうぞ。

○杉本委員 ありがとうございます。論点⑭について、先ほど高井先生から事務局に御質問があったのですが、その回答を聞いてもちょっと理解が及んでいないところがありまして、もう一度聞かせていただきたいのですが、ADRからこの制度に移行する場合の留意すべき点ということで、基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定してはどうか。この例えとして、計画の認可の部分に関するところを挙げておられるのですけれども、この基本的な枠組みの基準というのは、この制度全体のことを指しているのか、認可段階についてのことを指しているのか。委員、あるいは先生方から出された意見は、恐らくこの制度全体の枠組みに関して事業再生ADRを参考にする、あるいは事業再生ADRからずれない形でということで意見が出されていたかと思っており、本日の議論でも、対象債権の金融債権の定義についても、基本的には事業再生ADRで対象となる債権から大きく外れないようにするべきだというような御意見がたくさん出たと思います。この内容も含めて基本的な枠組みの基準というように指しているのか、ここをもう少し教えていただければと思います。

○中西課長 ありがとうございます。対象事業者はそれだけの固有の議論として非常に大きい議論でございますし、三木先生からは演繹的に導かれるものではないという御指摘をいただきつつ、対象事業者は対象事業者で、第三類型となった場合に、では、金融機関等の金融債権者というのは何なのかというところは別途議論させていただきましたが、それ以外に、例えば数値基準とか資産評定基準みたいな話については、(6)はまだ議論が出ておりませんので、仮に事業再生ADRから本制度に移

行する場合には、対象事業者が誰かという議論のほかに、物差しとしてどのような資産評価基準を使うのか、どれぐらいに債務超過が解消されるのかといった基準の論点がございます。

この辺りの対象事業者にとどまらない様々な物差し、基準についても、ADRの制度と基本的に同じ手続、基準を設けることによって、仮にADRの途中からこちらに来た場合でも、同じ評価の手続、プロセスが進むことによって、形式的には、仮にADRの制度でやってきたことと、また改めてこの制度に入ったことによって、やり直さなければいけない部分も相当、実質省略化できるということを考えますと、特に並置の場合には、基本的な枠組みの基準は事業再生ADRを参考に規定することによって、実質、前置と同じようなプロセスが確保できるのではないかという思いで書いた次第でございます。

なので、結論としては、ここの前提として書いていたのは、数値基準と資産評価基準を想定して書いていたというのが直接的なお答えになりますが、お答えになっていますでしょうか。

○杉本委員 ありがとうございます。基本的には枠組みのというよりは、基準のほうに重きが置かれているということですかね。細かな数値基準と。分かりました。ありがとうございます。

○神田委員長 ありがとうございました。どうぞ、南先生。

○南委員 全体にということなので、担保付債権の点ですけれども、私の発言の中で言いましたが、恐らく普通のリスクのことをあまり想定せずに議論されているのではないかと考えています。要するに、普通のリスクのときに無担保債権だけで議決するということがもたらす問題点、さっきの不動産評価の話だとか、もろもろについては要検討論点だと思っています。担保付債権は、私は入れるべきだと思っているけれども、仮に入れないという結論になったときに、そういういびつな構造が生じ得るところにどう手当てしていくかというところをよく検討されたほうがいいと思います。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、オンラインで御参加のオブザーバーでおられる全国信用金庫協会の井上さん、どうぞお願いいたします。

○井上オブザーバー 全国信用金庫協会の井上でございます。御発言の機会をいただきありがとうございます。時間の関係もありますので、債権者である金融機関の立場から1点だけ発言をさせていただきます。

先ほどの全銀協さんの発言とも重複しますが、29ページの論点⑪の頭数要件の件でございます。先ほど全銀協さんの発言の後、専門家である委員さんからも御発言がありましたけれども、今回の資料は特に委員さんの発言を中心に取りまとめられたものかなと理解しておりますが、我々小規模な金融機関の立場からは、多数決の頭数要件であったり、少額債権者の買取りなどの少額債権者の保護につ

いては、改めて事務局のほうでも御検討いただきたいというのがお願いでございます。

私からは以上でございます。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。時間が限られた中を16もの論点について御意見をお出しいただきまして大変ありがとうございました。意見が鋭く分かれている点もありますけれども、引き続き検討させていただき、また皆様方にも御議論いただければと思います。

時間の関係もございますので、本日はこの辺りにさせていただかざるを得ないのでございますけれども、いつものように追加でお気づきの点がございましたら、ぜひ事務局まで御連絡いただけますと大変ありがたく存じます。

この後、やはり取りまとめていかないと法案まではとてもいきませんので、取りまとめを意識しての御議論をさらにお願いすることになるかと思っておりますので、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○中西課長　　ありがとうございます。本日の小委員会の資料につきましては、経産省のホームページ上に公表してございます。また、委員会の冒頭でも申し上げましたように、議事要旨につきましても追って掲載いたします。また、小委員会の議事録につきましては、皆様に御確認をいただいた上で後日、速やかに発言者のお名前と併せて公表させていただきます。

いつものお願いで恐縮でございますが、御自身の発言内容については対外的にお話しただいて結構でございますが、ほかの方の御発言について言及することはお控えいただきますようお願いいたします。

次回の第5回事業再構築小委員会は、12月25日、クリスマスで恐縮でございますが、水曜日となります。本日の議論も踏まえまして、次回に取りまとめ案について御議論いただく予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。ということでございまして、次回はぜひクリスマスの日に、取りまとめを少なくとも目指してさせていただきたいと思っております。皆様方には大変お忙しいところ、いつも熱心に御参加いただき誠にありがとうございます。

以上で本日の小委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——